

患者さんの権利と責任 Rights & Responsibility

患者さんの権利 Rights

- 1 個人として尊重され、適切な医療を受ける権利
- 2 自分の病状や治療の内容について説明を受ける権利
- 3 自分の意志で治療を選択決定する権利
- 4 医療に関する個人の秘密を保護される権利
- 5 診療録の開示を受ける権利
- 6 事故が発生した場合、その内容の説明を受ける権利

患者さんの責任 Responsibility

- 1 病状を正確にスタッフに伝え、疑問な点を申し出ていただくこと
- 2 同意された治療を受ける場合は、医師や医療スタッフの指示に基づき療養していただくこと
- 3 他の患者さんへの迷惑行為を謹んでいただくこと
- 4 禁煙および携帯電話の使用など、病院の規則を守っていただくこと



済生会は、明治44年2月11日、明治天皇の思し召しから、「恵まれない人々のためにし施薬救療し、済生（生命を救うこと）の道を弘めるように」と済生勅語と、ご下賜金を賜り、これを基金とし、財界人をはじめ全国の方々から寄付を募って同年5月30日に創設されました。

以来、約90年間にわたり社会情勢の変化に伴い、幾多の変遷を経ながらも、創立の精神を引き継いで医療、福祉、保健の向上を目指して全国各地で地域に根ざした諸事業に取り組んでおります。

済生会とは都道府県や市町村立・国赤・厚生連と並んで医療法上における公的医療機関であり、また社会福祉法に基づく社会福祉法人であります。